

3. 3. 1 市民への啓発（その1）

廃棄物減量化等推進員制度

廃棄物減量化等推進員制度は、市民、事業者と市とのパイプ役、ごみの発生抑制、減量化及び資源化に関する地域社会のリーダーとしての役割を担い、地域に密着した活動を進めながら、快適な生活環境の創造と循環型社会の構築を目指すことを目的としています。推進員の活動としては、地域別会合等による意見交換、クリーンステーションにおける資源物とごみの排出指導など、市民、事業者（自治会、町内会、商店会など）と市との間の連携役を担っています。令和6年度（2024年度）の推進員数は187人です。

3 R推進事業奨励金交付制度

ごみの発生抑制、減量化及び資源化の推進に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付することにより、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に寄与し、もって循環型社会の形成を推進することを目的としています。

（1）対象団体

奨励金の交付を受けようとする自治・町内会は、市に登録し、事業計画書と実績報告書を提出していただきます。

（2）対象事業

- ① 市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会
- ② 自治・町内会員による3Rに関する勉強会
- ③ 3Rを推進するイベントに関する事業
- ④ 3Rを推進する独自の啓発事業
- ⑤ クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業
- ⑥ 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業
- ⑦ 生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業

（3）交付額

自治・町内会の世帯数による世帯割と、事業の実施回数（最低2回実施）による実施回数割の合計額です。

世帯割（年額）：10,000円～120,000円

実施回数割（1回当たり）：3,000円（上限は4回）

3. 資源物やごみの処理	
3. 啓発事業	

リユース食器利用費補助金交付制度（平成 23 年度（2011 年度）から）

リユース食器利用費補助金交付制度は、市内の自治・町内会、商店会、NPO、学校等の団体が主催するイベントで、リユース食器を利用することに対し、その利用費の一部を補助し、主催者である団体の負担を一部軽減することで、市域におけるリユース食器の導入を促進し、イベントでのごみの発生抑制、参加者へのリユース意識の普及啓発につなげるものです。

（令和 6 年度（2024 年度）実績：11 件）



	3. 資源物やごみの処理 3. 啓発事業	
--	---------------------------------------	--

3. 3. 2 市民への啓発(その2)

ごみダイエット展 (平成 12 年度 (2000 年度) から)

概ね 1 箇月単位で、市庁舎 (本庁) や鎌倉駅地下道ギャラリーにて、ごみの発生抑制、減量化及び資源化の啓発パネル等を掲示しています。

(令和 6 年度 (2024 年度) の実績)

地下道ギャラリー

テーマ「食品ロス削減」「プラごみ削減」「水切り」

令和 6 年 (2024) 年 6 月 4 日 (火) から 6 月 10 日 (月) まで

ロビー展示

令和 6 年 (2024) 年 6 月 11 日 (火) から 6 月 17 日 (月) まで

テーマ「食品ロス削減」

ごみの発生抑制に関するキャンペーンなど

鎌人いち場などの地域のイベントや販売店でごみの減量施策や生ごみ処理機の説明を行っています。

説明会 (平成 13 年度 (2001 年度) から)

自治・町内会や各種団体が主催するごみの発生抑制、減量化及び資源化等の説明会に職員を派遣し、ごみの分別に対する意識啓発を図っています。(令和 6 年度 (2024 年度) の実績 35 回、1,071 人)。

鎌倉ごみ減量通信 (平成 23 年度 (2011 年度) から)

(平成 13 年度 (2001 年度) から「ごみ半減ニュース」、平成 19 年度 (2007 年度) から「環境ニュース」)

ごみの発生抑制、減量及び資源化の意識啓発のため、全戸配布及び関連施設等へ配布しています。(令和 6 年度 (2024 年度) の発行実績 1 回 79,000 部)。

3. 資源物やごみの処理 3. 啓発事業	
-------------------------	--

クリーンステーションにおける排出指導（平成 13 年度（2001 年度）から）

クリーンステーションに、ごみが不適正に出されている場合は、ダメシールを貼ることにより啓発を行っています。不適正な排出が改善されない場合や、著しく不適正なごみの排出がある場合は、平成 29 年度（2017 年度）から必要に応じて市の職員がごみの内容物調査を実施し、不適正排出者に対して訪問指導を行っています。

（令和 6 年度（2024 年度）の実績 内容物調査 10 件 うち排出者が特定できた 7 件に訪問指導）

ホームページ及び SNS による情報提供（平成 13 年度（2001 年度）から）

ごみ減量対策課のホームページにおいて、資源物とごみの分け方・出し方や市の施策の方針など、資源物とごみに関する行政からの最新情報を継続的に発信しています。また、スマートフォンやパソコンなどで利用できるアプリケーション「LINE」を活用して、資源物とごみの分け方・出し方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」の実証実験を平成 31 年（2019 年）3 月 29 日から開始しました。その後、実証実験において登録者数が一定数に達したため、実証実験を終了し、本格運用のため、令和元年（2019 年）9 月から委託契約を締結しています。令和 6 年度（2024 年度）は、フードドライブの実施など食品ロスの削減に関する情報発信や出し方の変更に伴う周知等を行いました。



鎌倉ごみ調べ

その他

転入者へごみの分別方法の説明などを実施しています。

3. 3. 3 かまくらプラごみゼロ宣言

平成 30 年（2018 年）8 月に、由比ガ浜の海岸にシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、その体内からプラスチック片が発見され話題となりました。

それを受け、平成 30 年（2018 年）9 月 4 日に県が「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、平成 30 年（2018 年）10 月 1 日に鎌倉市は「かまくらプラごみゼロ宣言」を発表しました。

県と連携、協調を図りながらレジ袋の利用廃止・回収などを一層推進するとともに、ゼロ・ウェイストの実現さらには SDG s の目標を達成できるよう取り組みを進めていくことを表明しました。

これまでの主な取組み

- ・平成 30 年 11 月 2 日（2018 年） 神奈川県及び鎌倉市の主催（協力：公益財団法人かながわ美化財団）でフォーラム『『かながわプラごみゼロ宣言』 in 鎌倉～海から SDG s を考える～』を開催。
- ・平成 30 年 11 月 17 日（2018 年） 鎌倉のごみ減量をすすめる会と水 Do！ネットワークの共催イベント『『どう減らす？使い捨てプラスチック』鎌倉アクションプランを考えよう』を開催。
- ・平成 31 年 1 月 30 日（2019 年） 平成 31 年（2019 年）1 月 7 日付けで神奈川県知事から「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同する企業等の募集があり、かながわプラごみゼロ宣言に賛同することを意思表示した。
- ・平成 31 年 3 月 29 日（2019 年） 平成 31 年（2019 年）1 月に環境省が「プラスチックとの賢い付き合い方」を全国的に推進することを目的に立ち上げた「プラスチック・スマート」フォーラムに登録するとともに、環境省の特設ページに「かまくらプラごみゼロ宣言」の概要を掲載した。
- ・令和元年 11 月 24 日（2019 年） 鎌倉のごみ減量をすすめる会と共催で、環境セミナーを開催。（第 1 部「プラスチックのリデュース・リユース・リサイクルーグローバルな視点からー」、第 2 部「鎌倉市におけるプラスチックごみの処理の流れと削減の取組」）
- ・令和 2 年 1 月 16 日（2020 年） 鎌倉市と神奈川県企業庁がプラごみ削減・水道水 P R のため、鎌倉駅西口駅前広場のウォーターステーション設置に関する覚書を締結。
- ・令和 2 年 2 月 10 日（2020 年） 鎌倉市とウォータースタンド株式会社とのかまくらプラごみゼロ宣言にかかる連携と協力に関する協定を締結。

3. 資源物やごみの処理
3. 啓発事業

- 令和6年3月(2024年) 令和4年(2022年)4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品(洗剤などの使用済み詰め替えパック)の製造事業者と、使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築に向けて協力するとともに、事業者が行う法39条第1項に基づく「自主回収・再資源化事業計画」の大臣認定申請の中で、市と連携をした業務体制で回収・再資源化を図ることについて承諾。

給水スポットの設置

給水スポットとして、水道直結式ウォーターサーバー(以下「ウォーターサーバー」という。)を市の各公共施設等に設置することで、マイボトルの普及を促進し、プラスチックごみの発生抑制を目指すものです。

令和2年(2020年)1月16日に、神奈川県企業庁と覚書を締結し、鎌倉駅西口駅前広場にウォーターサーバーを設置しました。その後、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため供用を見合わせていました。

また、令和2年(2020年)2月10日に、ウォータースタンド株式会社と協定を締結し、最大50台程度ウォーターサーバーを設置することとしました。協定の締結に合わせて本庁舎ロビーにて供用を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同年3月4日から供用を休止しました。

令和3年(2021年)7月1日からは、プラスチックごみの削減及び夏期の熱中症対策のため、衛生管理をしながら供用を開始しています。

給水スポットの設置箇所は、次のとおりです。

令和7年(2025年)3月31日時点

設置場所	設置台数	設置場所	設置台数
鎌倉駅西口駅前広場	1	鎌倉体育館	2
本庁舎	2	大船体育館	2
腰越支所	1	見田記念体育館	1
深沢支所	1	鎌倉武道館	4
大船支所	1	こもれび山崎温水プール	2
玉縄支所	1	旧村上邸	1
鎌倉生涯学習センター	1	中央図書館	1
第6分庁舎	1	大船消防署	1
鎌倉青少年会館	1	鎌倉消防署	1
放課後かまくらっ子おさか	1	今泉クリーンセンター	1
放課後かまくらっ子だいいち	1	笛田リサイクルセンター	1
玉縄青少年会館	1	植木剪定材受入事業場	1
放課後かまくらっ子こしごえ	1	株式会社カヤック ぼくらの会議棟	1
放課後かまくらっ子おおふな	1	長谷駅	1
		計	35

3. 3. 4 若年層への啓発

環境教育(ごみのはなし) (平成13年度(2001年度)から)

市内の保育園児、幼稚園児及び小中学校の児童生徒を対象に環境教育(教材の貸与、ごみの発生抑制、減量化及び資源化の意識啓発、地球温暖化の話)を実施しています。

保育園児や幼稚園児に対しては、3R(スリーアール)啓発として園児に身近な内容の紙芝居の貸与を行っています。

小学生に対しては、NPO法人鎌倉リサイクル推進会議にもご協力いただきながら、笹田リサイクルセンターの施設見学等を行っています。令和6年度(2024年度)は、未就学児及び保護者を対象に、図書館と協働してごみに関するおはなし会を開催しました。

(令和6年度(2024年度)の実績 紙芝居貸し出し・取材等の対応8件、ごみに関するおはなし会1件)

【市内中学校取材対応】



【ごみに関するおはなし会】



3. 3. 5 事業者への啓発

クリーンセンターにおける事業系ごみの受け入れ基準の明確化

事業系ごみの分別の徹底を図るため、受入基準を明確に示すとともに、排出事業者及び搬入事業者に対し、違反した場合の措置を定める条例改正を行い、平成 25 年(2013 年)1 月から施行しています。

また、平成 25 年(2013 年)1 月から自走式コンベアごみ投入検査機を今泉クリーンセンターに導入し、事業系ごみの分別状況について日常的に展開検査を実施し、排出事業者及び搬入事業者に対し指導を行っています。

廃棄物管理責任者の選任、減量化及び資源化計画書提出の義務付け

事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を発生させた事業者(多量排出事業所)に対しては、廃棄物の適切な処理を行うために廃棄物管理責任者を選任していただくとともに、一般廃棄物の種類、発生量、減量化・資源化の方法等を記載した計画書(減量化及び資源化計画書)の提出を義務付けています。

多量排出事業者への訪問指導

減量化及び資源化計画書提出義務者である多量排出事業所は 22 者(令和 5 年度)あり、廃棄物発生抑制等啓発指導員により、排出事業者を訪問し分別や発生抑制の指導を実施しています。

排出事業者への訪問指導の強化

従来の廃棄物発生抑制等啓発指導員による排出事業者への指導に加え、令和 6 年度から新たに「廃棄物適正処理主任指導員」を設置し、商店街組合や同業者組合などの役職者等への指導も行っています。

一般廃棄物処理業者への指導

事業系ごみの分別の徹底を図るため、一般廃棄物処理業許可業者が違反行為をした場合の措置を定める「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る行政処分基準」を制定し、令和 5 年度から運用しています。

3. 資源物やごみの処理 3. 啓発事業	
-------------------------	--

3. 3. 6 声かけふれあい収集

日々のごみや資源物の排出が困難な高齢者や障害者の負担を軽減するため、市職員が戸別訪問してごみや資源物の収集を行い、その際に一声かけて安否を確認する業務で、生活環境を清潔に保持すること及び高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としています。

対象世帯

高齢者・障害者のみの世帯で次のいずれかに該当し、ボランティアや近隣の方などの協力によるごみの排出が困難な世帯が対象になります。

- ① 介護保険の居宅サービスを日常的に利用している高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている障害者のみの世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けており、居宅介護を日常的に利用している障害者のみの世帯
- ④ 上記①から③に規定する高齢者及び障害者のみにより構成されている世帯
- ⑤ 上記①から④と同等の状態にあると市長が特に認めた世帯

なお、上記③の要件については、精神障害者の負担軽減を目的とし、令和2年(2020年)11月18日から対象世帯を拡大したものです。

収集ごみの分別及び安否確認

収集ごみの分別は一般家庭の収集分別と同一です。

一声かけて安否の確認を行い、安否確認時に異変が生じていることを察知した場合は、緊急連絡先に連絡し、状況を伝えます。

利用者の状況

令和7年(2025年)3月31日現在 ()内は昨年度実働数との比較

実施世帯数 663世帯 (+27世帯)

実施人数 787人 (+35人)